

イノベーションセンター 研究協力事業委員会諸規程

1. 研究協力事業委員会所属分科会運営規程	1
2. 研究協力諸経費会計繰入金	5
3. 分科会延長申請に関する審査基準	6
4. 分科会委員海外出張手当取扱い	7
5. 研究委託金，補助金等の受入申請手続き要綱	8
6. 物件等売買契約書	9
7. 研究報告書・データベース等の著作権および利用に関する取扱規程	10
8. 発明に関する取扱規程	11
9. 発明に関する取扱規程別則“対価および実施料の算定基準”	14

一般社団法人日本機械学会

2012年3月

目 次

研究協力事業委員会所属 RC及びRC-D分科会運営規程	1
第1章 総 則	1
第2章 分科会経費	2
第3章 経 理	2
第4章 購入物件の管理	3
第5章 委員の出張	3
第6章 研究報告および事後処理	3
第7章 そ の 他	4
研究協力諸経費会計繰入金	5
研究協力事業委員会所属 分科会延長申請に関する審査基準	6
研究協力事業委員会所属 分科会委員海外出張手当取扱い	7
研究協力事業委員会所属分科会 研究委託金，補助金等の受入申請手続き要綱	8
物件等売買契約書	9
研究協力事業委員会所属分科会 研究報告書・データベース等の著作権および利用 に関する取扱規程	10
研究協力事業委員会の発明に関する取扱規程	11
第一章 総 則	11
第二章 届出および出願	11
第三章 補償	12
第四章 実施権および実施料	12
第五章 職務発明審査	13
第六章 雑則	13
発明に関する取扱規程別則 “対価および実施料の算定基準”	14
研究協力事業委員会運営手引	15
部門企画の研究協力分科会（RC-D）運営内規	18
研究協力事業委員会 調査・研究受託事業の分科会（RS）運営に関する内規	20
研究協力事業委員会・部門合同分科会（RD）運営内規	21

研究協力事業委員会所属
RC及びRC-D分科会運営規程

1960(昭35)年 1月12日理事会制定
1960(昭35)年7月5日, 1960(昭35)年10月7日,
1963(昭38)年3月12日, 1963(昭38)年1月5日,
1965(昭40)年3月2日, 1970(昭45)年3月3日,
1973(昭48)年7月3日, 1974(昭49)年9月3日,
1980(昭55)年2月5日, 1990(平2)年12月18日,
1995(平7)年5月9日, 1999(平11)年7月6日,
2000(平12)年3月21日, 2001年2月13日,
2005年12月13日, 2006年3月22日, 2009年6月22日 理事会一部変更

第1章 総 則

(目 的)

第1条 研究協力事業委員会所属の各分科会（以下“分科会”という）は、研究協力事業委員会
が選定した研究課題を解決するための産学協同による調査研究あるいは試験研究（以下“研
究”という）の実施機関であって、その運営は本規程の定めるところによる。
ただし、別に指定された条件のある場合には、本規程に先行して、その規定に従うものとする。

(構 成)

第2条 分科会は日本機械学会（以下“本会”という）会員およびその他の学識経験者ならびに
参加会社代表委員により構成し、前条の目的を達成するために必要ある場合は、関係他学会
または公共団体などと共同で研究を実施することができる。

(分科会設置)

第3条 分科会を設置するときは、研究協力事業委員会 委員長（以下“事業委員会”および“委
員長”という）が下記書類をイノベーションセンター運営・企画委員会（以下“運営・企画委
員会”という）に提出し承認を得るものとする。

- (1) 分科会設置申請書
- (2) 分科会実施計画書

(分科会設置期間)

第4条 分科会の設置期間は設置日より2年とする。特別な事情により事業委員会が特に必要で
あると判断する場合に限って1年以内の延長を認めることもあるが、通常は延長を認めない。

(分科会準備期間・設置日および準備費用)

第5条 分科会は運営・企画委員会で承認後6ヶ月以内に設置するものとし、この期間を準備期
間とする。

設置日は事業委員会が指定する。準備費用については別途定める。

(分科会運営)

第6条 分科会の運営は分科会自身において行う。ただし、委員委嘱、参加会社募集、研究費送
金、経理事務は事務局が行う。

(計画変更)

第7条 前条により承認された事項に変更の必要がある場合、委員長はそのつど計画変更承認申
請書を運営・企画委員会に提出し承認を得るものとする。

(参加会社)

第8条 分科会の研究課題に関心を有し、第9条に定める参加負担金を払込み分科会に参加を申込んだ会社または事業所（以下“参加会社”という）は、1会社または1事業所1名の代表委員を登録することができる。ただし同委員支障の際は代理人の派遣を認める。

第2章 分科会経費

(参加負担金)

第9条 分科会運営費ならびに研究費（以下“分科会経費”という）の全額または一部は参加会社が負担するものとする。参加負担金は当該分科会の実施計画書に基づいて算出され、参加会社が均等割にて負担することを原則とする。参加負担金は参加時期の如何に関わらず同額とする。ただし、支払いは2回に分割することもできる。

(委託金等の受領)

第10条 分科会経費にあてるために前条の参加負担金のほかに、委託金、補助金、寄付金、賛助金等（以下“委託金等”という）を受けることができる。ただし、これらを受けるとの可否は運営・企画委員会が定め、本会の名においてこれらを受領する。

(本会負担金)

第11条 本会が独自の立場から研究を実施する分科会の分科会経費は第14条に定める研究協力諸経費会計で負担することができる。

(特別会計)

第12条 分科会経費は1分科会ごとの特別会計とし、本会一般会計と区分経理するものとする。

(分科会経費と予算)

第13条 分科会経費は第3条によりあらかじめ承認された予算の範囲内とする。ただし、分科会経費に不足が生じる場合は、参加会社が協同で分担するものとする。

(研究協力諸経費会計繰入金)

第14条 本会研究協力関係事務費にあてるために、各分科会は分科会経費の一部を別に定める経理取扱内規により本会研究協力諸経費会計へ、分科会設置後6ヶ月以内に繰入れるものとする。ただし、分科会経費が本会負担金のみによる場合は繰入れを行わない。

第3章 経 理

(経理事務)

第15条 分科会経費の支出は、主査が承認した予算に基づいて行うものとし、経理事務は本会事務局が行うものとする。

(分科会経費の費目)

第16条 分科会経費は運営費と研究費とに区分し、さらにそれぞれを本会所定の費目に細分して使用する。

(支 払)

第17条 支払いは本会が直接行うものとする。各支払いに際しては本会あての請求書、領収書を提出しなければならない。請求書は毎月20日をもって締切り、その月末に支払うものとする。

(物件購入手続)

第18条 価格20万円以上の機械装置、工具器具備品および原材料、また特別に注文作成する物品については別に定める本会物件等売買契約書により発注手続きを行った後、本会所定の物件取得報告・物件預り証とともに仕様書（カタログ）と請求書を添え本会へ提出するものとする。また、一物件50万円以上の物品を購入する場合は上記書類に「合見積書あるいは業者選定理

由書」を添付するものとする。

第4章 購入物件の管理

(所有権)

第19条 分科会経費で購入した機械装置および工具器具備品（以下“取得物件”という）は、すべて本会の所有とする。

(備品台帳)

第20条 取得物件には1件ごとに本会備品番号を附し、本会備品台帳にその購入年月日、使用保管場所等を記載するものとする。

(取得物件の処理)

第21条 取得物件の処理は、第27条に定める処理方針に従い、理事会においてこれを決定するものとする。

第5章 委員の出張

(国内出張)

第22条 研究者側委員が分科会出席または調査のため国内で出張する場合は、本会規程に従い分科会経費にて旅費を支払うことができる。参加会社側委員の旅費はその所属企業の負担とする。

(海外出張)

第23条 分科会設置目的達成のため、海外の研究・技術開発等の調査を必要とし、分科会予算により研究者側または参加会社側委員を海外に派遣する場合は、予め分科会実施計画書ならびに予算書にこれを記載するものとする。出張委員数は一会合につき3名以内を原則とする。実施計画書にない海外出張が必要となった場合には、分科会の了承を得て行うこととする。委員海外出張手当は別途規定する。

第6章 研究報告および事後処理

(期末報告、完了報告)

第24条 期末（2月末）には実施状況を事業委員会に報告しなければならない。研究完了後は1ヶ月以内に1所定の書式の研究概要、2収支決算報告書、3取得物件現状報告書を、さらに3ヶ月以内に研究報告書を提出しなければならない。

(研究報告書)

第25条 前条の研究概要および研究報告書は分科会委員ならびに参加会社に各1部を無償配布し、参加会社が研究報告書の配布部数以上を希望する場合は実費で配布するものとする。その他への配布は分科会で協議決定するものとする。

(研究結果の発表)

第26条 分科会委員が研究結果（研究途中の段階での中間報告あるいは一部の報告も含む）を講演会などで発表する場合には、事前に分科会の承認を得るものとし、分科会主査はその旨事業委員会に報告するものとする。

分科会から申し出がある場合には、前条の研究報告書の全部または一部を、編修理事会の議を経て会誌、論文集または JSME International Journal（欧文論文集）に掲載し、あるいは出版センターの議を経て出版物として発行することができる。

(取得物件の研究完了後の処理方針)

第27条 研究完了後、取得物件は運営・企画委員会の議を経てその研究に参加した委員の所属機関に配分贈与する。その配分方法については分科会で立案するものとする。ただし事業委員会

が必要と認める物件は本会の固定資産とすることができる。

(知的財産権の取扱い指針)

第28条 分科会活動中における情報を得て、知的財産権を行使する（特許申請を行う）場合には、予め分科会主査の了承を得ると共に、当事業委員会への報告義務を課するものとする。

(発明考案)

第29条 研究に基づき生じた発明または考案については別に定める規程に従う。

(分科会解散後の事務処理)

第30条 分科会解散後、分科会が処理すべき用務が生じた場合は、事業委員会が分科会に代って処理する。

第7章 そ の 他

(共同研究)

第31条 他の学会または公共団体などと共同研究を行う場合、必要あるときは第2章、第3章、第4章、第5章および第6章の各条に定める事項は、相手先と本規程に準じたとりきめを行い、これにしたがって運営するものとする。ただし、その内容はあらかじめ理事会に提出して承認を得るものとする。

研究協力諸経費会計繰入金

1980(昭和55)年2月19日理事会制定
2001年2月13日理事会一部変更
2006年3月22日理事会一部変更

運営規程第14条に定められた繰入金の算出方法は次式による(単位:万円)

$$T = a + b$$

$$a = 0.035A + 0.07B$$

T = 繰入金

A = 委託金等

B = 参加負担金

$$b = \frac{D \times \eta}{0.02a + 1}$$

Dは参加負担金のみの場合は50万円とし、委託金等がともなう場合は100万円とする。

η は平成2年度を1.5として、以後毎年公務員の給与ベースアップ率を加算する。

[研究協力事業委員会所属分科会・経理取扱内規・第10条]

研究協力事業委員会所属
分科会延長申請に関する審査基準

〔1991(平成3)年1月23日研究協力部会申合せ〕
2001年2月13日企画理事会一部変更
2006年3月22日企画理事会一部変更

分科会運営規程第4条に基づき分科会延長の申請があった場合、事業委員会は当基準により審議を行い、可否を決定する。

1. 規程第4条の「特別な事情」とは次のいずれかの場合とする。
 - (1) 他団体からの研究委託を受託し、その契約期間が分科会設置期間を超えるものである場合。
 - (2) 他団体からの補助金が、分科会設置後2年目に認められた場合。ただし、この補助金申請は原則として分科会設置時に予め事業委員会の承認を得るものとする。
 - (3) その他上記(1)、(2)項に準ずるもの。

2. 1年延長しても、参加会社の2/3以上が延長後もメンバーとして参加すること。

研究協力事業委員会所属
分科会委員海外出張手当取扱い

[1987(昭和62)年9月7日研究協力部会申合せ]
2001年2月13日企画理事会一部変更
2006年3月22日企画理事会一部変更

1. 委員が分科会の研究・調査業務により海外に出張するにあたっては次の手当を支給する。

- (1) 往復航空運賃
〔但し、目的地への最短距離の航空路を利用した最も経済的な運賃〕
- (2) 宿泊費*
- (3) 日 当*

* 国家公務員行政職俸給表（一）「9級以上の職務にある者」の欄を適用し、出張先はどこであっても「指定都市」の金額を支払う。機中泊に伴う日当についても同等の扱いとする。

〔なお、食卓料は原則として支給しない。〕

2. 出張業務中の特別な出費

出張中に事故・災害等による業務上の特別な出費が生じた場合は、帰国後に主査の承認を得て事務局に請求する。

研究協力事業委員会所属分科会
研究委託金，補助金等の受入申請手続き要綱

1990(平成2)年3月6日企画理事会制定
2001年2月13日企画理事会一部変更
2006年3月22日企画理事会一部変更
2012年3月27日企画理事会一部変更

研究協力事業委員会（以下“事業委員会”という）所属分科会が他団体より研究委託金・補助金等（参加負担金外の分科会経費：以下“委託金等”という）を受けようとする場合は、予め当要綱に従って手続きを取るものとする。

1. 委託金等の受入れを希望する分科会の主査は、予め次の書類を整えて事業委員会委員長（以下“委員長”という）に申し出を行う。
 - （1）委託金等の申請・応募規定および申請先団体への提出書類
 - （2）分科会活動における当該委託金等の使途計画書
2. 委員長は当該専門分野の委員とただちにこの申し出を審査し、その可否を決定する。その審査にあたっては、必要に応じて申請者に関連資料の提出を求めることができる。
3. 申請が適当であると判断された場合、委員長はこれをイノベーションセンター運営・企画委員会（以下“運営・企画委員会”という）に諮り承認を得てこの申請を行う。ただし、時間の制約上、運営・企画委員会の開催日を待てない場合は、後日これを事業委員会に報告し承認を得る。
4. 申請が不適當であると判断された場合は、その理由を付して申請者に回答する。
5. 上記申請が申請先団体において認められた際、分科会主査はその旨を事業委員会に報告する。承認内容が申請内容と異なっている時は、その詳細ならびに第1項2に規定の使途計画書の改定版を併せて報告する。

物件等売買契約書

(適用)

1960(昭和35)年1月12日理事会制定

第1条 本契約条項は物件の売買契約に適用する。

(契約事項移転の制限)

第2条 売主は買主の承諾を得ないで本契約事項を第三者に移転してはならない。

(給付完了の通知)

第3条 売主は物件全部の給付を終わったときは、その旨を直ちに買主に通知しなければならない。

(給付完了の検査の時期)

第4条 買主は前条の通知を受けたときは、遅滞なくその物件の検査を行った上で引渡しを受けけるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終わった日をもって所有権移転の時期とする。

(瑕疵の補修)

第6条 検査の上物件の引渡しを終わった後でも瑕疵があることを発見したときは、売主に対して相当の期日を定めてその瑕疵の補修をさせることができる。

前項によって瑕疵の補修をさせることができる期間は物件の引渡しを終わった日から1箇年とする。

売主が第1項の期日までに瑕疵の補修をしないときは、買主は売主の負担において第三者にこれをさせることができる。

(損害賠償)

第7条 買主は瑕疵の補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償を請求することができる。ただし損害賠償を請求することができる期間は物件の給付を完了した日から1箇年とする。

(契約の解除)

第8条 売主が本契約条項に違反したとき、または過怠によって期限内に義務を履行する見込みがないと認められたときは、いつでも買主は契約を解除することができる。

(紛争の解決方法)

第9条 本契約条項について疑義が生じたときは、双方協議の上で決定する。

研究協力事業委員会所属分科会 研究報告書・データベース等の

著作権および利用に関する取扱規程

1989(平成元)年2月21日理事会制定
1995(平成7)年5月9日理事会一部変更
2001年2月13日理事会一部変更
2006年3月22日理事会一部変更

〔目的〕

第1条 本規程は研究協力事業委員会所属分科会（以下分科会と略）の活動から生じる諸成果が、正当な手続きを経ることなく他に利用されることを回避し、もって著作者の権益が守られることを目的として制定する。

〔適用範囲〕

第2条 研究報告書、データベース、プログラムおよび解説書等、分科会の活動から生じる成果の全て（以下成果物等と略）を対象とする。ただし、審議過程で使用した資料はこれに含まない。

〔著作権の帰属〕

第3条 第2条に規定する成果物等の著作権は、原則として本会に帰属する。ただし、著作権の帰属はその内容に関する責任が本会に帰属することを意味しない。
なお、その調査研究が他機関の補助金または類似の資金を得て実施されるものである場合は、著作権についても契約時に協議してその取り扱いを定める。

〔成果物の利用ならびに複製・転載の許諾〕

第4条 （研究報告書）

著作者自身が自分で作成した研究報告書担当箇所の全体または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、これに対して本会では原則的に異議申し立てをしたり妨げることにはしない。ただし、著作者でも担当箇所以外を複製の形で他の著作物に利用する場合に限り、事前に本会へ文書で申し出を行い、許諾を求めなければならない。
なお第三者から、研究報告書の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会において必要と認めた場合は、著作者に代わって許諾することがある。

第5条 （データベース、プログラムおよび解説書等）

分科会委員（著作者を含む）またはデータベースおよびプログラムの入手者は自己および所属する機関内においてのみデータベース、プログラムおよび解説書等を利用することができる。これらのものを自己の所属機関の外部で利用し、または自己の所属する機関の外部のために利用しようとするときは、事前に本会より文書による承諾を得ることとする。自己の所属する機関とは、50%以上の出資を行っている子会社を含むものとする。

第6条 （データベース等の改変の禁止）

分科会委員（著作者を含む）またはデータベースおよびプログラムの入手者は、当該データベースおよびプログラムを本会に事前に文書で承諾を得ることなく改変してはならない。

〔実施・適用の時期〕

第7条 本規程は平成元年3月1日から実施するが、すでに公表された成果物等についてもこれを適用するものとする。

〔規程の改廃〕

第8条 本規程の改廃に際しては、理事会の承認を得なければならない。

研究協力事業委員会の発明に関する取扱規程

1960(昭和35)年10月7日理事会制定
1961年3月7日理事会一部変更
1976年3月10日理事会一部変更
1997年3月4日理事会一部変更
2001年2月13日理事会一部変更
2006年3月22日理事会一部変更
2012年3月27日理事会一部変更

第一章 総 則

(規程の目的)

第1条 この規定は、日本機械学会イノベーションセンター研究協力事業委員会（以下“事業委員会”という）所属分科会（以下“分科会”という）における調査研究あるいは試験研究（以下“研究”という）に基づき生じた発明または考案（以下“発明”という）の取扱について定めたものであって、発明者または考案者（以下“発明者”という）としての権利を保証するとともに、日本機械学会（以下“本会”という）の取得した工業所有権の運用の適正化をはかることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 発明を分けて職務発明およびその他の発明とする。

- ①「職務発明」とは、発明がその性質上分科会の研究業務範囲に属し、かつその発明をするに至った行為が分科会の設置期間中の職務に属する発明をいう。
- ②「その他の発明」とは、職務発明以外の発明をいう。

(権利の帰属)

第3条 ①職務発明は本会がその権利を承継する。ただし本会がその権利を承継する必要がないと認めるときは、この限りではない。なお、本会が承継するにあたっては「発明に関する取扱規程別則」によりこれを補償する。

②発明者が分科会以外の個人、または団体と共同して職務発明をしたときは、その発明者の発明に関する持分の承継は前項の規定によるものとする。

第二章 届出および出願

(届出)

第4条 ①発明者は速かにその発明の内容を自己の所属する分科会主査に届け出なければならない。
②分科会主査は、前項の規定による届出をうけた時は、当該届出にかかわる内容に権利の帰属等に関する意見書を添えて事業委員会に提出しなければならない。

(出願)

第5条 ①事業委員会は、前条第②項の規定による届出があったときは、当該届出にかかわる発明が職務発明であるかどうか速やかに審議し、職務発明であると認定したときは、当該発明について特許を受ける権利を本会が承継するかどうかを決定し、ただちにイノベーションセンター運営・企画委員会（以下“運営・企画委員会”という）に諮るものとする。

②運営・企画委員会は、前項の規定により特許を受ける権利を本会が承継するという事業委員会の決定を承認したときは、ただちに特許出願を行い、同時にこれを理事会に報告する。

(発明者への通知)

第6条 理事会は、第5条第①項の認定および決定を承認したときは、その旨を速やかに発明者に分科会主査を経由して文書で通知しなければならない。

(特許を受ける権利の譲渡義務)

第7条 発明者は、本会が第5条第①項の規定により、当該発明者の発明について、特許を受ける権利を本会が承継すると決定したときは、その権利を本会に譲渡しなければならない。

(異議の申立および再認定の通知)

第8条 ①発明者は、第5条第①項の認定に対して本会に異議の申立をすることができる。
②本会は前項の異議の申立につき、事業委員会の審議を経て職務発明であると再認し、またはその他の発明であると異議を認めたときは理由を付して当該発明者に通知するものとする。

(制限行為)

第9条 発明者は、本会が当該発明者の発明について職務発明でないと認定をし、または職務発明であるがその特許を受ける権利を本会が承継しないと決定した後でなければ特許出願をし、または特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

第三章 補償

(補償金の支払い)

第10条 ①定額支給
本会は、本会が特許を受ける権利または特許権を取得した時は、当該特許権にかかわる発明をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。
②査定支給
本会は、本会が職務発明に基づく特許権の実施または処分により利益(収入)を得たときは、当該特許権にかかわる発明をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第11条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退任または死亡したときの補償)

第12条 ①第10条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる発明者が分科会解散または自己都合等により委員を退任した後も存続する。
②前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第四章 実施権および実施料

(参加者の所属機関または法人の実施権)

第13条 発明者およびその所属機関は、第7条の規定にもかかわらず、本会が取得した特許権について無償で通常実施権を有する。分科会または研究グループに参加した者(以下“共同研究者”という)の所属機関または法人は、本会の取得した特許権について他に優先して通常実施権を譲り受けることができるものとする。

(実施料)

第14条 本会の取得した特許権について実施権を許諾されたものは、発明者の所属機関を除き別に定める実施料を本会に納入する。

第五章 職務発明審査

(職務発明審査の組織)

第15条 職務発明審査は事業委員会において行う。ただし事業委員会開催の予定がない場合等は、事業委員会の下に事業委員長、運営・企画委員長、イノベーションセンター長、委員若干名からなる職務発明審査会を設けて審査を行うことができる。審査結果はただちに運営・企画委員会に諮るものとする。

(発明者の意見陳述)

第16条 発明者は、事業部会長の許可を受けて職務発明審査を行う会合に出席し、その発明について意見を申し述べることができる。

第六章 雑則

(秘密の保持)

第17条 発明者および当該発明の審査にたずさわった関係者は、発明の内容その他、発明者および本会の利害に関係ある事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。関係者には運営・企画委員会、事業委員会メンバーを含む。

(職務発明でない発明)

第18条 事業委員会は、第5条第①項の規定により、職務発明でないと認定した発明について、発明者から特許を受ける権利または特許権を本会に譲渡したい旨の申出があったときは、当該発明について特許を受ける権利または特許権を本会が承継するかどうかの決定をしなければならない。

(実用新案権および意匠権に関する準用)

第19条 この規程は実用新案権および意匠権について準用する。

(外国出願の取扱い)

第20条 この規程は、外国の工業所有権を対象とする発明に関してもこれを準用する。

発明に関する取扱規程別則

“対価および実施料の算定基準”

1960(昭和35)年10月7日理事会制定
 1961年3月7日理事会一部変更
 1976年3月10日理事会一部変更
 2001年2月13日理事会一部変更
 2006年3月22日理事会一部変更
 2012年3月27日理事会一部変更

(目 的)

第1条 研究協力事業委員会の発明に関する取扱規程第5条に定める対価および同第8条に定める実施料の算定は本基準に定めるところによる。

(対 価)

第2条 発明者に支給する対価は定額支給と査定支給とする。

(定額支給)

第3条 ①定額支給は、発明が特許されたとき発明者に対し支給するものをいう。
 ②前項の支給額は、特許1件につき30,000円、実用新案1件につき15,000円とする。

(査定支給)

第4条 ①査定支給は、発明が実施されたとき、その実施料に基づいて発明者に対して支給するものをいう。
 ②前項の支給額は、事業委員会委員長の発議によりイノベーションセンター運営・企画委員会において決定する。

(実施料)

第5条 実施料は、次に示す基本額に実施料率を乗じたものとする。

1. 正味販売額（工場渡し価格、以下同じ）に生産数量を乗じたもの。
2. 発明が製品の一部分または部品に関するものは、その部分または部品の価格に部分または部品の生産数量を乗じたもの。
3. 発明が製品の試験、検査、製造方法などに関するものは、その発明を使用する機械または装置の販売価格あるいはその発明を使用する製品の販売単価に生産数量を乗じたもの。

(実施料率)

第6条 実施料率は、生産数量ならびに製品の販売価格の大小に応じて3～5%を基準とするが、その算定に当っては事業委員会委員長の発議に基づいてイノベーションセンター運営・企画委員会において次の事項等を勘案して、その数値範囲よりさらに減率または増率で定めるものとする。

1. 共同研究者の所属機関または法人において実施するときは、その発明に寄与した研究に協力した度合。
2. 実施を行うに当って、実施化、工業化研究などに要する費用の大小。
3. 普及宣伝に要する費用の大小。
4. 発明の質およびその発明の製品に及ぼす効果。
5. 許諾される特許権が二つ以上あるとき。
6. その他特別の事情があるとき

研究協力事業委員会運営手引

1960(昭和51)年10月27日制定
(研究協力部会)
1992(平成4)年7月7日一部変更
(研究協力部会)
2000年6月14日一部変更
(研究協力・標準部会)
2001年10月3日一部変更
(研究協力推進センター設立準備室)
2002年10月10日一部変更
(研究協力推進センター設立準備室)
2006年6月14日一部変更
(産官学連携センター)
2010年6月29日一部変更
(イノベーションセンター)

研究協力事業創設の趣旨

本会は、学界と産業界の研究者・技術者が協力して特定の技術的課題を解決するために、1958年(昭和33年)以来研究協力事業を行ってきた。この協力活動は、また学術の進歩を促す役割も果たしており、機械工学・技術の発展を目的とする本会にとって重要な事業となっている。

1. 研究テーマ募集

研究テーマは年1度会誌上にて募集すると共に、研究協力事業委員会所属の研究分科会の他に、部門協議会所属の分科会や研究会にも募集の周知を行う。また必要に応じて特別員に直接募集することもできる。

なお研究テーマの収集にあたっては、関係官庁・工業会・業界団体等からも情報を得よう努める。

2. テーマ選定・分科会設置

- (1) a) 新規応募：研究テーマが新規に応募されたものである場合、事業委員会は「分科会設置申請書」を基に審査し、更に必要に応じてヒアリング等を行って可否を決定する。
b) 部門推薦：部門から研究テーマが推薦された場合、事業委員会は全体枠や既存分科会とのテーマ重複などを検討し、特に問題がない場合はこれを採択する。
- (2) 継続・再設置の場合は、新たな「分科会設置申請書」ならびに次の資料を基に審議し、さらにヒアリング等を行って設置または延長の可否を決定する。
なお、継続とは設置期間終了後に引き続いて新たな設置期間で研究を行うもの、再設置とは、一旦休止したのち改めて設置するものであり、共に実質的な継承であるが分科会名・主査を変更することを原則とする。
 - (a) 申請を行った分科会の参加会社に事業委員会が行う「分科会活動に関するアンケート(無記名)」(対象分科会：前年度発足分科会参加会社代表委員宛)
 - (b) 申請を行った分科会の「研究成果概要(中間報告書)」(対象分科会：前年度発足分科会主査宛)
 - (c) 再設置申請の場合は、前分科会の「研究成果概要」および「研究報告書」の他に、設置決定に当たって、事業委員会は研究テーマの内容を更に向上するために申請内容の見直し等を求めることがある。
- (3) 事業委員会における分科会設置または延長の審議の基準および方法については別に定める。
- (4) 分科会設置申請は毎年原則として8月末までに行うこととし、審査等は別紙の「分科会実施

プロセス」をもとに行われるものとする。

(5) 分科会設置を決定した場合、事業委員会はこれをイノベーションセンター運営・企画委員会に諮り承認を得る。同運営・企画委員会の承認が得られ次第、事業委員会は「研究協力事業委員会所属研究分科会の立案に関する依頼事項」他必要な資料を申請者に送付し、次の作業開始を指示する。

(a) 申請者：設置申請書に基づいて分科会設置準備会を設け、参加会社勧誘のための研究計画書を作成する。

(b) 事務局：上記研究計画書が提出され次第、直ちに参加会社の募集を行う。

(6) 分科会設置準備会

(a) 分科会設置準備会は主査・幹事・主たる研究者側委員で構成する。

(b) 準備会は研究計画書・予算書・関係会社への参加勧誘状を立案するとともに、委託金・補助金・助成金等を導入予定の場合には予め事業部会の承認を得て交付先との折衝等を行う。

(c) 準備会に要する諸経費は公益会計からの立替払いとし（原則として50万円以内）、分科会発足後に参加会社負担金から精算する。

(d) 参加会社が確定次第、新分科会の主査は各研究担当委員の任務、必要機材、経費を具体的に記載した最終研究計画書を作成し、全委員の了解を得たのち、事業委員会に報告し承認を得る。

(7) 年間活動中の分科会は、開始分を含め年間15～20件程度が望ましい。なお全分科会の年間研究費総額は2億円以上を目途とする。（経済成長率に比例して額は増大すべきである。）

(8) 分科会は研究開始1年後「研究成果概要（中間報告書）」を、研究期間完了後には「決算書」並びに「研究報告書」を研究協力事業委員会所属研究分科会の構成委員宛に提出する。

3. 分科会運営の援助

(1) 参加会社の募集、委託金・補助金・助成金等の獲得に際しては事業委員会委員および事務局は積極的に援助する。なお必要があれば理事に協力方を要請する。

(2) 分科会主査は事業委員会に列席し、運営上の諸問題につき提案説明することができる。また事業委員会は必要に応じ主査の列席を求め研究実施状況、予算執行状況および将来計画について報告を受けることができる。

(3) 分科会活動状況を会員および本会外へ周知するため、前記第1項の会誌広告掲載のほかに、パンフレット（分科会実績一覧等）作成あるいは集会事業（報告講演会あるいは部門協議会の関連部門との合同企画での講習会等）開催を企画する。

(4) 参加会社が会員外の場合は特別員入会を勧奨して、会員増加策の一助を果たす。

4. 分科会再設置・継続手続き

再設置・継続を希望する分科会は、「設置申請書」を事業委員長に提出する。

(2) アンケートの実施

事業委員会は、再設置、継続を希望する分科会の参加会社宛に「分科会活動に関するアンケート（無記名）」を前もって実施し、その分科会の活動内容を予め把握しておく。また、研究報告書の成果の内容についても「アンケート調査」を行う。

(3) 申請後の審査手続き

継続・再設置を希望する分科会の申請後の審査手続きは、前記第2－(2)項に従い行うものとする。

る。

5. 参加負担金および会計

(1) 参加負担金：1分科会あたりの年間総予算は、上期（第1年度目）および下期（第2年度目）ともそれぞれ「1000万円～1500万円」を基準とする。この基準額で参加予定企業数と参加負担金の額を決める。

ただし、部門推薦のテーマについては1期2年間に限って上記基準の適用外とし、1社10万円以上の参加費とすることができる。なお、参加負担金は各参加会社の均等割当負担を原則とする。

(2) 分科会設置準備期間の経費および分科会発足当初の運転資金は公益会計より立替えることができる。

(3) 各分科会は研究費の一部を公益会計へ繰入れるものとする（分科会運営規程第14条参照。繰入額はT式による。）

(4) 公益会計への年間繰入は毎年11月に行う。

(5) 分科会運営規定第11条の本会独自分科会の研究費には公益会計の剰余積立金を充当することができる。

6. 分科会解散後の事務処理

(1) 取得物件の処理は分科会運営規程第21条、第27条によるが、委託金・補助金等による取得物件についても交付規定の保管期限後になるべくすみやかに処理できるよう交付先に交渉する。

(2) 分科会研究完了後3カ月経過しても研究報告書、収支決算報告等が提出されない場合は事業委員長から文書をもって主査にその理由を徴する。

(3) 分科会の収支決算後に、その分科会の研究報告書を売却して得た収入は公益会計へ繰入れるものとする。

部門企画の研究協力分科会（RC-D）運営内規

2003年 2月18日技術開発支援センター制定
2003年12月 5日技術開発支援センター一部変更
2004年11月 1日技術開発支援センター一部変更
2006年 3月22日能力開発推進機構一部変更
2009年 6月22日イノベーションセンター一部変更

（目 的）

第1条 本分科会は、研究課題を解決するための産学協同による調査研究あるいは試験研究を目的とし、部門所属・部門協議会直属の分科会など部門の活動と研究協力事業委員会の活動を結びつけ、両者のメリットを有効活用して本会与産業界との連携強化をはかる。

（提言・採択）

第2条 部門がRC-D分科会として研究協力事業委員会に企画を提言した場合は、研究協力事業委員会は全体枠や既存分科会とのテーマの重複などを検討して、特に問題がない場合はこれを採択する。

（設置手続き）

第3条 分科会の設置手続きは以下のとおりとする。

研究協力事業委員会は毎年5月に部門に分科会設置テーマの募集を行い、分科会設置を希望する部門は8月末までに所定の用紙により応募する。

研究協力事業委員会は、応募されたテーマ案を10月末までに審議し、11月中に可否の回答をする。採用されたテーマの申請者は翌年4月末までに分科会を設置する。

第4条 （運 営）

(1) 所属・活動

所属は研究協力事業委員会とし、活動もRC分科会の諸規程に従って行う。

(2) 企業の参加費

1社10万円（単年度）以上とする。

(3) 収支管理および事務負担金

収入・支出の管理および請求書・領収書の発行等はRC分科会の諸規程に従って事務局が行う。また事務負担金の研究協力諸経費会計への繰り入れは総収入の15%とする。ただし最低額は20万円（単年度）とする。

（設置期間）

第5条 RC-D分科会の設置期間は2期（通計4年）を限度とする。（付則参照）

更に継続して活動を希望する場合はRC分科会へ移行する。

（成果報告書）

第6条 RC-D分科会は成果報告書の作成義務は有しない。但しできる限り活動成果をまとめてメンバーに配布することが望ましい。

なお、活動成果物を作成した場合、本会図書室において発行後1年後に公開する。

（本規定の改正・廃止）

第7条 本規定の改正・廃止は、本事業委員会の審議により決定し、イノベーションセンター運営・企画委員会の承認を経て、理事会に報告しなければならない。

〔付則〕

1. (新規RC-D分科会としての認定)

2期継続したRC-D分科会がテーマ名・主査等を変更して新規分科会として設置を希望する場合、全メンバー（参加企業を含む）の半数以上が新メンバーでなければ新規分科会として認定されない。

2. (活動評価アンケート)

RC-D分科会の参加企業へのアンケート調査は、発足1年後を目安として実施し、その活動評価を行う。

研究協力事業委員会

調査・研究受託事業の分科会（RS）運営に関する内規

2002年 2月 12日理事会制定
2006年 3月 22日理事会一部変更
2009年 6月 22日理事会一部変更

（目的）

第1条 本規定は、研究協力事業委員会（以下“本事業委員会”）規定第2条（2）項の調査・研究の受託、並びにその実施を目的として設置する分科会の運営方法について定める。

（受託テーマ）

第2条 調査・研究委託のテーマが本会の定款に定める目的に添い、科学技術の進歩または我が国の産業の発展に益するものであると判断される場合、これを受託することができる。

（受託テーマ決定）

第3条 前条の調査・研究業務の受託諾否は本事業委員会において決定する。ただしイノベーションセンター運営・企画委員会および理事会に報告しなければならない。

（分科会設置）

第4条 第3条の手続きにより調査・研究業務の受託が決定しだい、本事業委員会は委託者と協議して速やかに分科会を設置する。

（分科会設置期間）

第5条 分科会の設置期間は委託者と協議して定める。

（分科会運営）

第6条 分科会の運営は別表「調査・研究受託業務任務分担表」による。

（受託事務費）

第7条 調査・研究業務を受託する場合、本会は委託費総額の15%を事務費に充当する。

（経理事務）

第8条 分科会経費の支出は、主査が承認した予算に基づいて行うものとし、経理事務は本会事務局において行う。

（購入物件の管理）

第9条 調査・研究のための機器を購入する場合は、その所有ならびに処理について、別途委託者と文書で確認することとする。

（本内規の改正・廃止）

第10条 本内規の改正・廃止は、本事業委員会の審議により決定し、イノベーションセンター運営・企画委員会および理事会の承認を得なければならない。

研究協力事業委員会・部門合同分科会（RD）運営内規

2002年 2月12日技術開発支援センター制定
2004年11月 1日技術開発支援センター一部変更
2006年 3月23日産官学連携センター一部変更
2009年 6月22日イノベーションセンター一部変更

（目的）

第1条 本分科会は、本会が国の諸機関が企画・実施する各種プロジェクトにテーマを提案し参画していくための調査ならびに提案書作成を目的として、研究協力事業委員会と部門が協力して設置する。

（運営経費）

第2条 分科会の運営経費は研究協力事業委員会が負担する。ただし、1分科会あたり年間50万円以内とする。

（設置期間）

第3条 本分科会の設置期間は3年以内とし、延長は認められない。分科会テーマを採用した国家プロジェクトが決まった場合は、当該分科会を対応する組織に改組する。

（設置手続き）

第4条 分科会の設置手続きは以下のとおりとする。

設置提言は随時受付ける。同提言が研究協力事業委員会で承認された場合、分科会代表者は承認後6ヵ月以内に分科会を設置しなければならない。

（分科会構成）

第5条 主査1名、幹事1名、委員若干名をもって構成する。

（分科会の所属および活動）

第6条 本分科会は研究協力事業委員会所属とする。分科会は設置後速やかに当該テーマに関連する調査・研究活動を開始し、かつ国の諸機関にその周知活動を行う。

なお集会事業等の各種活動を行う場合は、企画者は研究協力事業委員会と部門の連名とするが、実施および収支取扱いを部門主体として行うこともできる。

前項の事業以外の分科会活動は、会議開催、調査・研究活動等全てを自主的に行う。

（運営費精算）

第7条 主査は分科会設置期間終了とともに、収支決算書に支払項目毎の領収書を添付して研究協力事業委員会委員長に報告する。

（報告書）

第8条 主査は、期末に当該年度中の事業報告書を、また設置期間が終了したときは速やかに成果報告書を研究協力事業委員会委員長と部門長に提出する。成果報告書の作成方法は別に定める様式による。

（本規定の改正・廃止）

第9条 本規定の改正・廃止は、本事業委員会の審議により決定し、イノベーションセンター運営・企画委員会の承認を経て、理事会に報告しなければならない。